刑事拘禁制度改革 実現本部ニュース

No. 23（通算109）2011年6月1日
編集責任：日弁連刑事拘禁制度改革実現本部

● 目　次 ●

◆「刑務所のいま－受刑者の処遇と更生－」出版

◆警察署の被留置者とその弁護人等との間の電話連絡の実施状況

◆2010年度　第3回全体会議報告

「刑務所のいま－受刑者の処遇と更生－」出版

事務局長代行　水野　英樹（第二東京）

当本部で、本を執筆出版した。「刑務所のいま－受刑者の処遇と更生－」と題する刑務所での受刑生活の実態や出所後の保護観察の実態などについて記したものである。

執筆することになったきっかけは、二〇一〇年二月一〇日に当本部が主催した「裁判員裁判の量刑を考える」というセミナーである。市民やメディアの裁判員裁判に対する関心は高く、刑務所や無期刑受刑者の実態を明らかにしたセミナーは好評であった。裁判員裁判では、量刑決定にも裁判員が関与するため、刑務所での受刑生活がいったいどういうものであるのか、執行猶予を付する場合に保護観察を付けることができるが、保護観察とはいったいどのようなものであるのか、という点を市民やメディアが知りたがっていたのである。そのため、セミナーの内容を発展させた書籍を執筆出版することとした。

刑務所や保護観察の実態を知らないのは、なにも市民に限られない。刑事裁判にたずさわる専門家である検察官や裁判官、そして弁護士も知らない人がほとんどではないだろうか。

刑務所や保護観察の入門書という位置づけで執筆したので、気軽に読めるはずである。制度論や手続論はほとんど記述せず、実態としてなにが行われているのか、という点に重きを置いて実務書として執筆した。これまでに類をみない書籍になったのではないかと自負している。

拘禁本部一年生や人権擁護委員会一年生にはぜひお読みいただきたいし、刑事裁判を担う会員の皆様にもお読みいただければうれしい限りである。

なお、執筆者は、小池振一郎、青木和子、上本忠雄、田鎖麻衣子と私である。

目　次

序　章　裁判員制度と受刑者の処遇・更生
第1章　刑務所とは何か
第2章　刑務所の生活
第3章　受刑者は、なぜ再犯に至るのか
第4章　受刑者の更生のために刑務所で行われていること
第5章　高齢受刑者・障がい者
第6章　薬物事犯
第7章　受刑者の更生－社会との連携
終わりに

二〇一〇年度 第三回全体会議報告

委員　岩﨑　淳司（高知）

二〇一一年四月二七日、弁護士会館一七〇一会議室において、刑事拘禁制度改革実現本部二〇一〇年度第三回全体会議が開催された。

議題は九項目と多岐にわたったが、ここでは主要議題として(一)刑事被収容者処遇法五年後（二〇一一年）の見直しに向けて、(二)検察の在り方検討会議提言―検察の再生に向けて―について、の二項目について報告する。

刑事被収容者処遇法五年後（二〇一一年）の見直しに向けて

日弁連は二〇一〇年一一月一七日付けで刑事被収容者処遇法「五年後見直し」に向けての改革提言を公表した。

その後本年三月四日付けで法務省より「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集がなされ、改正案が公表された。この改正案はそれが法律ではなく省令であるという法形式上の問題点もさることながら、その内容において、現行法の一部にわずかな手直しを施しただけで、前記改革提言の内容がほとんど反映されていないなど、多々問題点が見受けられた。

そこで日弁連は前記省令案について本年三月二五日付けで意見書を提出した。その骨子は、省令案で施された改正が現行法のごく一部の手直しにとどまるものであることを指摘しつつも、改正の方向自体には異論がなく、その上でたとえば外部通勤、外出・外泊の促進等についていえば、外部通勤等を推進する条件として提唱されている位置把握装置携帯等についてその問題点を指摘する、というものである。

今回の全体会議においては上記経過を踏まえ、今後日弁連として前記改革提言の中で省令案に反映されなかった多数の項目について、どのようにして法改正等にこぎつけていくかの戦略論が議論された。それらの議論の中では①医療、外部交通等、優先順位付けが重要である、②法改正運動を風化させない、マスコミを巻き込んで世論を喚起し、法務省の消極姿勢を浮かび上がらせる、③五年後見直しの論点を踏まえた刑務所との意見交換会などを重ね、まずは運用改善を進める、といった具体的な運動論が提言された。

検察の在り方検討会議提言―検察の再生に向けて―について

二〇一一年三月三一日付けで、「検察の再生に向けて」と題する検察のあり方検討会議提言が公表された。

今回の全体会議においてはこの提言が紹介された上で、その評価についての議論がもたれた。

議論の方向性としては、提言が従前の自白偏重捜査について根本的な改革を迫っていることを基本的に評価しながらも、取調べの可視化については全面録画とは言わず、録画範囲拡大にとどまっているといった消極面にも留意しつつ、この提言を絶好の契機として今こそ代用監獄廃止含め捜査のあり方の抜本的改革につなげるべき、という運動論の必要性が提唱された。

警察署の被留置者とその弁護人等との間の電話連絡の実施状況

事務局長　青木 和子（第二東京）

警察署の被留置者とその弁護人等との間の電話連絡は、2007年6月（沖縄県は7月）に9道県で試行が始まり、2010年6月頃から、順次その対象署が拡大された。

試行開始から本年3月末までの実施状況は別表のとおりである。

電話連絡の利用は、対象署に被留置者が留置されており、かつ、その弁護人等の事務所がアクセスポイントの近くにある場合に限られる。

このことが、試行開始後3年以上たっても、全く利用されていないところが多々ある理由の一つとなっていると思われる。

一方、アクセスポイントから対象署までは、遠距離で交通の便の悪いところであり、頻繁に接見に行くことは困難であり、上記のような場合に当てはまるときには、有効に利用されてもいるようである。交通が遮断されるような状況のもとでは、さらに利用価値は高くなる。

実施状況をみながら、さらに拡大していきたい。

試行実施道県	アクセスポイント	電話連絡対象署	試行開始	各期間毎の件数 開始～2009年5月末（24ヶ月弱）	2009年6月～2010年9月末（16ヶ月）	2010年10月～2010年12月末（3ヶ月）	2011年1月～2011年3月末（3ヶ月）	累計
北海道	本部留置施設（琴似）	伊達署	2007年6月	2	6	0	2	10
		室蘭署	2007年6月	21	12	1	8	42
		岩見沢署	※1	-	1	1	2	4
		千歳署		-	0	0	4	4
		苫小牧署		-	0	6	0	6
岩手県	盛岡東署	宮古署	2007年6月	2	0	0	0	2
		久慈署	2007年6月	0	0	0	0	0
		釜石署	2007年6月	2	0	0	0	2
		一関署	※1	-	0	0	0	0
		大船渡署		-	0	0	0	0
		北上署		-	0	0	0	0
		水沢署		-	0	0	0	0
		二戸署	※2	-	-	0	0	0
群馬県	本部留置施設	館林署	2007年6月	5	0	7	0	12
		大泉署	※1	-	0	0	0	0
三重県	津署	尾鷲署	2007年6月	0	1	0	0	1
		熊野署	2007年6月	0	0	0	0	0
		紀宝署	2007年6月	0	0	0	0	0
		鳥羽署	※1	-	0	0	0	0
		名張署		-	0	0	0	0
奈良県	奈良署	五條署	2007年6月	1	2	2	0	5
		宇陀署	※2	-	-	0	0	0
		香芝署	※1	-	0	1	1	2
		中吉野署	※2	-	-	0	0	0
		吉野署		-	-	0	0	0
岡山県	本部留置施設	津山署	2007年6月	5	1	1	0	7
		真庭署	2007年6月	3	0	0	0	3
		井原署	※1	-	0	0	0	0
		笠岡署		-	0	0	0	0
		美作署		-	0	0	0	0
徳島県	徳島東署	三好署	2007年6月	15	21	10	0	46
		美馬署	※1	-	1	0	0	1
熊本県	熊本北署	人吉署	2007年6月	2	3	3	3	11
		天草署	2007年6月	3	5	0	0	8
		八代署	※1	-	0	3	2	5
沖縄県	那覇署	宮古島署	2007年7月	0	30	0	0	30
		名護署	※2	-	-	0	2	2
※1 2010年6月以降9月までの間　※2 2010年10月以降12月までの間				61	83	35	24	203